

令和元年5月31日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2014～2018

課題番号：26380057

研究課題名（和文）国際法上の集団的自衛権概念の再検討

研究課題名（英文）Collective Self-Defence in International Law

研究代表者

森 肇志（Mori, Tadashi）

東京大学・大学院公共政策学連携研究部・教育部・教授

研究者番号：90292747

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,700,000円

研究成果の概要（和文）：2015年に平和安全法制が国会で審議された際に注目された集団的自衛権は、もともと国際法上の概念であり、本研究はそれについて検討を行ったものである。その結果、国際法上の集団的自衛権について国際連合憲章発効後大きく2つの捉え方が併存していたこと、1986年のニカラグア事件判決の中で国際司法裁判所によってその一方に即して整理されたこと、したがって集団的自衛権は、「他国の個別的自衛権行使の援助」と理解することが適切と考えられることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際法上の集団的自衛権の法的性質に関しては、従来様々な見解が示されてきた。学説、国家実行、国際判決の分析を通してそれを確定したことは、学術上大きな意味がある。また、集団的自衛権は、日本国憲法との関係でも大きな注目を集めており、憲法上の議論をする上でも、国際法上の概念を確定した意味は大きい。さらには、そうした研究結果を踏まえ、平和安全法制における集団的自衛権の行使にかかわる法制について、法的な評価を示すことができた。

研究成果の概要（英文）：The right of self-defence, which was a focus of the discussion when the New Japanese Legislation for Peace and Security was deliberated by the Diet in 2015, is originally an international law concept, and this study examined it. As a result, it is submitted that there were two major ways of understanding about the right after the United Nations Charter entered into force in 1945; the right was understood according to the one of them by the International Court of Justice in the 1986 Nicaragua case judgment; i.e., the right shall be understood as the one "to assist another country in the exercise of its right of individual self-defence".

研究分野：国際法

キーワード：武力行使禁止原則 国際連合憲章 自衛権 集団的自衛権

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

第二次世界大戦後わが国がとってきた平和主義的な安全保障政策については、冷戦終焉以降、大きな見直し圧力がかかってきたが、内発的な見直しの必要性も主張されるようになってきていた。この点は、とりわけ近年、わが国憲法上集団的自衛権の行使を認めるかという形で論じられてきていた。しかし、国際法上の問題にはほとんど関心が払われていなかった。

しかしこれらは本質的に国際的な問題であり、国家による武力行使の国際法的規制との関係が問題となるのであり、その点を十分に検討しておくことが必要であった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、わが国が直面する安全保障上の課題につき、国際法上の位置づけを明らかにし、その成果を国内外に問うことにある。その際、国際法上の集団的自衛権概念の再検討が中心的な課題となる。

3. 研究の方法

一次資料および二次文献の収集・整理・分析が中心となる。

4. 研究成果

研究の結果、(1)国際法上の集団的自衛権について国際連合憲章発効後大きく2つの捉え方が併存していたこと、(2)1986年のニカラグア事件判決の中で国際司法裁判所によってその一方に即して整理されたこと、(3)したがって集団的自衛権は、「他国の個別的自衛権行使の援助」と理解することが適切と考えられることが明らかになった。

(1)(2)に関連し、国際法上の集団的自衛権については、これまで十分な事例研究が行われてきたとは言いがたかった。それが「援用された事例」に関する先行研究はあるが、それらが「行使された事例」と言っているのかについても十分な検討がされてこなかったのである。また、(3)についても、集団的自衛権をどのように理解すべきか、すなわちその法的性質については、上記ニカラグア事件判決以降、日本においては十分に検討されてこなかった。(3)は、同判決において示された援助要請要件(集団的自衛権の行使に当っては、被攻撃国による援助要請が必要とする要件)の位置づけから、集団的自衛権の法的性質論との関係も視野に入れつつ、その法的構造を明らかにしたものである。同時に従来日本の学説に対しても問題提起を行った。こうした点はこれまで明らかにされてこなかった点であり、インパクトは大きい。

また、国連憲章発効後存在した集団的自衛権に関する2つの捉え方のうち、国際司法裁判所によってその一方に即して概念が整理されたことを上に指摘したが、同時にその他の1つ(要請による干渉)はまったく整理されないままに残ったことも明らかになった。そのことは、武力行使禁止原則についての今後の課題を明確にすることとなった。今後はこの点の検討を進めていきたい。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 9件)

森肇志「国際法 / 主権国家間関係の規律と国際問題への対応」南野森編『〔新版〕法学の世界』(日本評論社・2019年)36-47頁。(査読なし)

森肇志「集団的自衛権概念の明確化 - 援用事例とニカラグア事件判決」岩沢雄司・森川幸一・森肇志・西村弓編『国際法のダイナミズム 小寺彰先生追悼論文集』(有斐閣、2019年)703-729頁。(査読なし)

Tadashi MORI, 'Collective Self-Defence in International Law and in the New Japanese Legislation for Peace and Security (2015)', Japanese Yearbook of International Law, vol. 60 (2018), pp. 158-170. (査読あり)

森肇志「集団的自衛権の法的構造 - ニカラグア事件判決の再検討を中心に」『国際法外交雑誌』115巻4号(2017年)25-49頁。(査読なし)

森肇志「集団的自衛権とは？」森川幸一、森肇志、岩月直樹、藤澤巖、北村朋史編『国際法で世界がわかる』(岩波書店・2016年)287-299頁。(査読なし)

森肇志「国連憲章と平和安全法制 集団的自衛権の法的規制」『論究ジュリスト』19号(2016年秋号)108-114頁。(査読なし)

森肇志「日米安保条約(国際条約の世界 第13回)『法学教室』433号(2016年)130-136頁。(査読なし)

森肇志「新安保法制と国際法上の集団的自衛権」『国際問題』648号(2016年)6-15頁。(査

読なし)

森肇志「国際連合憲章(国際条約の世界 第1回)」『法学教室』421号(2015年)112-117頁。(査読なし)

〔学会発表〕(計 4件)

Tadashi MORI, 'Remarks on the Draft Working Paper-The Distinction between Armed Attack and a Mere Frontier Incident', The Use of Force in Relation to Sovereignty Disputes over Land Territory, International Conference, March 2018, BIICL.

Tadashi MORI, 'Decisions on using military force and participating in collective security: Japan Duke - Japan', Conference on Comparative Foreign Relations Law, October 2016, The Japan Institute of International Affairs

森肇志「現代国際社会における集団的自衛権」国際法学会(名古屋国際会議場・2015年9月)

森肇志「国際法上の集団的自衛権」全国憲法研究会集団的自衛権をめぐる公開緊急研究会(全国憲法研究会・専修大学・2014年7月)

〔図書〕(計 1件)

Tadashi MORI, Origins of the Right of Self-Defence in International Law: From the Caroline Incident to the United Nations Charter (Brill, 2018), 274 pages.

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年:
国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年:
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

森肇志「国際法上の集団的自衛権」『国際法学会エキスパート・コメント No.2016-4』(2016年8月27日)

森肇志「集団的自衛権行使容認のこれから - 閣議決定から法制整備へ」『UP』509 - 510号(2015年3月 - 4月)

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名:

ローマ字氏名:

所属研究機関名:

部局名:

職名:

研究者番号(8桁):

(2)研究協力者
研究協力者氏名：
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。